

2月1日から 我孫子市パートナーシップ・ ファミリーシップ届出制度 始めます

届け出をしたパートナーの二人に証明カードを発行します。婚姻制度と異なり法律上の効力が生じるものではありませんが、市営住宅の入居申し込みや住民票の続柄を「縁故者」に変更するなど、市の手続きで利用可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

今後、県内・県外の自治体と連携を取る予定です。連携自治体間で転入・転出をする場合、同制度の手続きが簡素化されます。

問 市民協働推進課男女共同参画室 ☎04-7185-1752



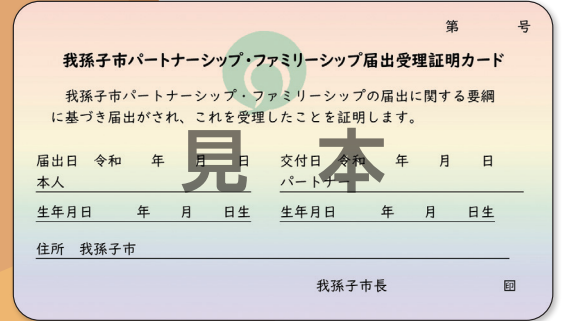
▲市HP

同性パートナーの方も届け出ができます

戸籍と異なる氏名(通称名)で届け出ができます

一方が市内在住であれば届け出ができます

事実婚など、異性パートナーの方も届け出ができます



▲表面

【このカードを提示された方へ】
このカードは、人生のパートナーや家族であることを市に届出し、受理されたことを証明するものです。届出によって法律上の効果が生ずるものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。
なお、この制度を利用していることについて、本人の同意なく第三者に情報提供しないようお願いいたします。

戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)
本人 _____ パートナー _____
ファミリーシップ対象者

▲裏面

パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活で協力し合うことを約束した二人の関係を指します。

ファミリーシップ

パートナーシップ関係にある二人と共に、その子どもや親もお互いを家族として尊重し、日常生活で協力し合う関係を指します。

手賀沼のうなきちさんも
レインボーフラッグで応援！



レインボーフラッグ

6色のレインボーフラッグ(赤・オレンジ・黄・緑・青・紫)は性的少数者の尊厳を象徴しており、当事者支援・連帯の気持ちを表しています。

すべての人の人権が尊重され、 多様な価値観を認め合う社会の実現を目指して

市は、県内唯一の男女共同参画宣言都市として、さまざまな事業に取り組んできました。新制度の導入により、性的少数者やさまざまな事情で婚姻関係を結ばない選択をしている方々の生きづらさ・暮らしにくさが軽減されるとともに、多様な価値観への社会的理解が進むことを期待しています。

今後は同様の制度を導入している県内・県外の自治体と連携を取り、市の男女共同参画条例に掲げる「すべての人の人権が尊重され、多様な価値観を認め合う社会の実現」を目指します。

新制度の導入に当たり、パブリックコメントに意見を寄せていただいた皆様、ご協力いただいた事業者の皆様にご改めてお礼申し上げます。「誰もが暮らしやすいまち我孫子」を目指して、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。

我孫子市長 星野 順一 郎